

令和3年度 町単独 森林境界の明確化事業
事前・現地調査及び測量委託業務

共 通 仕 様 書

那 賀 町

(適用)

第1条 本仕様書は、「那賀町が発注する森林境界の明確化事業 事前・現地調査及び測量委託業務」(以下本業務という。)に適用し、本業務における主要事項を定めるものである。

(目的)

第2条 本業務は、所有者や境界が不明であるために森林整備の前提条件が整わない森林において、土地の境界を現地で確認(調査・測量)し、森林境界明確化土地一覧及び森林境界保全図等を作成して「境界の明確化」を図りこれまで進まなかった森林整備の推進に資することを目的とする。

(協議)

第3条 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか契約書、関連する諸資料等を遵守し、疑義を生じた場合には、那賀町(以下「甲」という。)と請負者(以下「乙」という。)の協議の上、甲の指示に従うものとし、その内容については、その都度乙が打合せ簿に記録し、相互に確認するものとする。

(業務概要)

第4条 本業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1)業務計画書の作成
- (2)既存資料の収集及び整理
- (3)調査図素図等の作成
- (4)土地所有者等への周知及び調整
- (5)現地調査
- (6)同意書等の取得
- (7)現地測量
- (8)成果の取りまとめ

(準拠する規程等)

第5条 本業務の実施にあたっては、この仕様書に従うほか、別紙資料を参考に実施するものとする。

(遵守事項)

第6条 本業務の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1)本業務の成果品の作成に際しては、本業務に関する記録の記載又は表示に誤りがないように点検を行うこと。
- (2)業務に使用するソフトウェア及び機材については、正常に作動することを確認して、使用するソフトウェア及び機材等を甲に提示し使用するものとする。

(3) 監督職員の指示があった場合は、当該業務の状況を報告し、途中成果を提出すること。

(技術者の配置)

第7条 乙は、本業務における技術者として、次の者を配置しなければならない。

(1) 主任技術者

契約の履行に関し、作業全般の技術上の管理、作業現場の運営、取り締まりを行うほか、本業務中における監督職員との連絡を行うものとし、作業地域の森林に精通した者又は、森林境界の調査・測量作業に精通した者で甲が主任技術者として適当と認めた者とする。

(2) 技術者

本業務の経験者又は、森林測量や土木測量等の経験者で、甲が実施する森林境界の調査・測量実地講習会を受講した者で甲が本業務の技術者として認めた者とする。

(業務計画書の作成)

第8条 乙は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。なお、以下の項目を記載すること。

- ① 業務名
- ② 受託者名
- ③ 業務計画書提出日
- ④ 契約締結日及び履行期間
- ⑤ 主任技術者名
- ⑥ 担当技術者名
- ⑦ 作業工程表
- ⑧ 作業面積及び調査対象筆数

(打合せ)

第9条 本業務の円滑な進捗及び成果品の質の向上を図るため、監督職員と十分な協議を行うものとし、乙は、打合せ後速やかに打合せ簿を作成し甲の承諾を得るものとする。なお打合せは、初回と完了時の2回実施する。

(関係機関との連絡調整)

第10条 乙は、本業務の実施にあたっては、那賀町等関係機関との連絡調整を行うものとする。

2 主任技術者は、交渉等の内容を書面で随時記録し、監督職員に報告するものとする。

(土地の立入等)

第 11 条 乙は、屋外で行う調査業務等を実施するために国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合には、事前に当該土地の所有者又は管理者の承諾を得なければならない。

2 乙は、調査業務等実施のための植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する場合には、当該土地の所有者又は管理者の承諾を得なければならない。

(既存資料の収集・調査図素図等の作成)

第 12 条 土地登記簿(要約書)及び林業振興課が整備した林地台帳データ等に加え、森林基本図、林班図、森林簿、税務保険課備え地図及び土地所有者の所在地情報等必要な情報を収集する。

2 既存資料の整理

収集した既存資料は、種類毎に整理して、土地登記簿のデータは、森林調査支援システム等を用いて、字名、地番、地目、土地所有者名と住所等を入力整理し、磁気記録として磁気媒体に格納すること(Excel 等)。

3 調査図素図・画地情報の作成

収集した公図に所有者名、地積、地目等を記載し、さらに森林基本図におおよその地番界と地番、所有者名を記載して、現地調査に使用する調査図素図を作成する。

なお、公図は森林調査支援システム等を用いて筆毎のポリゴンデータ(筆図形データ)を作成し、前項2で作成した登記簿データを用いて素図を作成してもよい。この場合、筆毎のポリゴンデータは、シーマ形式で磁気媒体に格納すること。

4 前項のデータにより、事業区域全筆及び作業区域界に隣接する事業対象外土地も含め調査対象土地一覧及び土地所有者ごとの所在地番を取りまとめた所有森林一覧を作成する。

5 毎筆ごとに、森林境界の明確化調査票を作成する。

(土地所有者への周知及び調整)

第 13 条 調査図素図をもとに、調査範囲を確定後、土地の所有者又は占有者(以下「土地所有者等」という。)及び関係者に対し、事業の説明会を開催するものとする。ただし、説明会の開催を要しない地域等においては、文書又連絡は電話連絡等で事業の説明に変えてもよい。

2 説明会等において、調査地区の土地所有者等から同意書を収集し、必要であれば委任状も併せて収集する。

3 資料収集結果等により、調査対象森林一覧を作成する。

(現地調査)

第 14 条 事前調査業務によって取得した同意書を確認し、必要であれば調査地区の

- 土地所有者等から同意書を取得し、必要な場合は委任状も併せて取得すること。
- 2 現地調査を行う毎筆の土地について、甲が貸与する調査図素図、調査対象土地一覧、所有森林一覧等をもとに、概ねの土地の配列に従い、その所有者、地番及び概ねの境界について調査を行うものとする。
 - 3 貸与資料を基に調査対象土地の所有者等に境界確認の通知(連絡)を行い、立会確認の協力を求めること。
 - 4 事業実施地区内に、里道(赤線)、水路(青線)が存在する場合は、那賀町法定外公共物管理者と幅員等について事前に協議を行うこと。
 - 5 調査は、既存の資料、所有者等による確認に加え、境界に係る現地精通者の案内を求め、その意見等を踏まえながら行うこと。
 - 6 調査は、所有界について行うこと。
 - 7 隣接する筆が同一所有者の場合は、同一所有者内の筆界確認は省略することができる。
 - 8 調査点には、別表1による調査杭を設置するとともに、必要に応じて見出し標を設置すること。なお、調査杭の設置を省略した場合にあつては、その経緯を森林境界明確化土地一覧の備考欄にその経緯を記録する。
 - 9 調査杭の設置を拒否した所有者等に係る土地については、調査杭の設置を省略することができる。この場合、その位置の平面直角座標を記録する。
 - 10 調査杭を設置した場合は、調査杭の平面直角座標値等復元に必要となる内容を記録するとともに、調査図素図に杭を設置したおおよその位置とその番号及び杭種等を記載する。
 - 11 登記簿に掲載されている地番が現地で確認できない場合は、森林境界明確化不明土地一覧の備考欄にその理由等を記載し現地所在不明と記載する。なお、公図及び登記簿に掲載されていない土地が現地に存在する場合は、調査図素図上のおおよその位置に、おおよその形を記載して管理番号を付し、合わせて森林境界明確化土地一覧にもその管理番号を付して、備考欄に登記簿、公図に掲載なしと記載する。
 - 12 森林境界の明確化立会者名簿には、調査に立会した所有者等及び現地調査者の署名を求める。
 - 13 写真撮影については、次により実施する。
 - ① 道路や河川、水路等の境界と民地の境界の交差する境界点、3筆以上の民地と民地が交差する境界点等において、見出し標又は杭の設置状況写真を撮影する(近景)。
 - ② 間伐等施業実施にあつての参考となる森林の状況を画地ごとに撮影する(場所を変えて遠景2枚)。
 - ③ その他、後日の確認にあつて参考となる状況について撮影する。
 - 14 森林の状況の撮影に合わせて、森林現況の記録として、「林種」「樹種」「林齢」を森林境界調査票に記録する。
 - 15 前項までの作業で、境界の明確化が完了した土地を森林境界明確化土地一覧

に取りまとめる。

(現地測量)

第15条 DGPS法により正確な調査地位置情報を取得できる地点において観測するものとする。路線測量に関してはデジタル方位距離計により求めるものとする。その測定方法は別表2によるものとし、その結果を取りまとめる。

(成果の取りまとめ)

第16条 前条で測定された座標値を用いて筆毎の図形情報を作成し、その情報をシーマ形式で磁気記録する。

(点検等)

第17条 全作業終了後、乙は監督職員と協議の上、仕様書等にもとづいて、主任技術者が十分な点検を実施するものとする。

(成果品の提出)

第18条 本業務が完了したときは、乙は成果品を業務完了報告書とともに提出しなければならない。

2 乙は、監督職員の指示があった場合には、履行期間途中においても成果品の部分引き渡しを行わなければならない。

(成果品)

第19条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 調査対象森林一覧
- (2) 所有森林一覧
- (3) 森林境界の明確化調査票
- (4) 森林境界明確化土地一覧
- (5) 調査図素図(調査点等調査結果記入)
- (6) 測量データ(座標値及び観測データ、図形データ)
- (7) 画地ごとの森林状況写真
- (8) 同意書及び委任状又は立会人名簿
- (9) その他甲が指定するもの

(成果品納入場所)

第20条 本業務の成果品の納入場所は次のとおりとする

- (1) 納入場所 那賀町林業振興課

(修補)

第21条 本業務における検査職員は、補修の必要があると認めた場合は、乙に対して

期限を定めて修補を指示することができるものとする。

(著作権)

第 22 条 本業務に関連する著作権については全て、那賀町に帰属するものとする。

(守秘義務)

第 23 条 乙は、業務の実施過程で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、特に個人情報の管理には留意し、本業務関係者以外に漏れることがないようにすること。

2 乙及び本業務従事者は、本業務の目的を理解して常に言動には十分注意し、無益な摩擦や紛争を起こしてはならない。

(補償)

第 24 条 本業務の実施において第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において補償するものとする。

(再委任)

第 25 条 本業務における総合的企画、業務遂行管理、調査手法の決定及び技術的判断、検査等主たる部分について、乙はこれを再委任することはできない。

2 乙は、本業務の一部を再委任する場合には、事前に書面により契約関係及び成果品の権利関係を明確にしておくとともに、適切な工程管理、指導、検査体制のもとに監督しなければならない。

(安全等の確保)

第 26 条 乙は、屋外で行う調査業務等に際しては、調査業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

2 乙は、所轄警察署、森林管理者、道路管理者等関係機関と緊密な連絡を取り、本業務実施中の安全を確保しなければならない。

3 乙は、屋外で行う本業務の実施にあたり事故等が発生しないよう安全教育の徹底を図り、指導・監督に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令等に基づく措置を講じなければならない。

4 乙は、喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。

5 乙は、屋外で行う本業務の実施にあたっては、豪雨、落雷、出水、地震等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災対策を確立しておかなければならない。

6 乙は、屋外で行う本業務の実施中に事故等が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに事故報告書を速やかに提出し、監督職員から指示がある場合はその指示に従わなければならない。

(別表1)

杭種	規格	備考
確定杭、準確定杭等	サイズ:径 30mm×30mm以上、地上部 80mm以上 全長 350mm以上 杭色:キャップは白色とする	
調査杭	規定しない。	
備考: ◎調査区域に、他の事業の杭が設置されて、境界明確化事業で設置した杭と区別が困難な場合は、杭の側面に境界明確化と記載する等の識別を行うものとする。		



(別表2)

DGPS法による測量
<p>ア 使用するGPS受信機は、後処理によるディファレンシャル補正により、半径1m以内の精度での測定が可能なものであること。(水平 RMS 精度として、取得回数(エポック数)3以上、取得衛星数6以上、衛星配置の良否を示す PDOP6以下を保っていることが望ましい。)</p> <p>現地測量時、「取得回数」及び「PDOP」を調査野帳に記録する。測量機器等により電子データとして記録できる場合は省くことができる。</p> <p>イ ディファレンシャル補正に使用する情報は、①電子基準点のデータ配信システム、②海上保安庁が提供するビーコンシステム、又は③その他ディファレンシャル補正情報を放送する衛星システムによる。</p> <p>ウ 取得にあたっては、結線を容易にするため、次により後視測点及び前視測点の杭番号を管理する。</p>

その他の測量
<p>ア 地形的な条件によりGPS受信機の品質が維持できない場合は、GPS受信機で測量した座標を起点としてデジタル方位距離計等による測量を行うことができる。その場合、必ず磁気偏角を補正し、真北補正を行うこと。</p> <p>イ 調査箇所近くに公共測量等の座標がある場合は、デジタル方位距離計等による測量を行うことができる。この場合、起点とする公共測量等の座標は、杭の半径 30m以内のものを用いるのが望ましい。</p> <p>ウ 過去に境界明確化を実施した地域と隣接する場合は、既に設置してある杭を利用し測量を行うことができる。</p> <p>エ 地形的な条件により杭の設置及び測量が困難と判断される場合は、図上から計算点として座標を算出し概ねの境界を作成するために復元基準杭を設置し測量を行うこと。</p> <p>オ デジタル方位距離計等を用いた測量で、地形的及び遮へい物等の条件により直線的な測量が困難と判断される場合は、仮杭を設置し補助測量を行うこと。</p>